

大雨（水害）が予想される場合の基本方針 （ガイドライン）

長崎市の判断により、基本方針と異なる対応を取る場合もあります。

1 大雨等の際の生徒の対応（台風接近以外）

発表主体	長崎市	学校・市教委	長崎市が「緊急安全確保」「避難指示」を発表した場合、生徒の安全を確保するため、自宅待機または臨時休業とする。	気象台情報	
警戒レベル	地区単位	学校			市町村単位
	行政の対応				警報・注意報
5	緊急安全確保	臨時休業			大雨特別警報
4	避難指示	自宅待機			土砂災害警戒情報
3	高齢者等避難	部活動中止等 早めの帰宅	大雨・洪水警報		
2	第2次防災体制 第1次防災体制		注意報		
1			早期注意情報		

(1) 長崎市より、**三和地区に「緊急安全確保」「避難指示」**が発表された場合、生徒は登校させない。（警戒レベル5・4に相当）

※ 気象台と自治体の発表する情報は、発令範囲が異なるため、長崎市が「三和地区」に発表した情報を優先する。また、校区内の通学路の状況も考慮する。

(2) 大雨警報・洪水警報発令の際は、部活動等を中止し、早めの帰宅を促す。

2 具体的な登下校の対応

(1) 登校前に、長崎市より「緊急安全確保」「避難指示」が発令。

- ① 6：30に解除されていない場合 → **自宅待機**
- ② 11：00までに解除される → **14：00までに登校**
- ③ 11：00に解除されていない → **午後も自宅待機**

(2) 登校後に、長崎市より「緊急安全確保」「避難指示」が発令。

- ① 徒歩での帰宅が可能な通学路の状況 → **授業を切り上げ下校**
- ② 徒歩での下校が困難 → **学校待機**
(安全確認後下校、または保護者へ引き渡し)

※1 危険回避のため、長崎市の発令を待たずに、自宅待機・早めの下校となる場合もあります。

※2 ご家庭の判断で登校を控えさせる場合は、学校へご連絡ください。

※3 台風接近の際の学校の対応は、別に定める。